

国の「緊急事態宣言」の期間延長を受けて

国の「緊急事態宣言」が延長され、京都府における「緊急事態措置」について5月31日（日）まで期間延長されました。

既に、小中学校は5月31日（日）まで臨時休校することとしており、観光施設、公民館、図書館、あそびあむ、スポーツ施設、文庫山学園等につきましても、閉館等を行う期間を、5月31日（日）まで延長いたします。

京都府において、5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し「緊急事態措置」の見直しが検討されます。

市民の皆様には、生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出を極力自粛し、人との接触を極力控えていただいているところです。多くのストレスを抱えた生活が続きますが、健康にご留意いただき、市民全員で、この難局を乗り越えて行きたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、地域経済にも深刻な影響を及ぼしています。

国や京都府の支援策、市の独自支援策が、市民や事業者の皆様にも、一刻も早く届くよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆様には、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

令和2年5月5日

舞鶴市長 多々見 良三